



埼玉県報

第267号
令和3年(2021年)
12月7日
火曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 深谷都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 県道大谷本郷さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道大谷本郷さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第千三百十七号

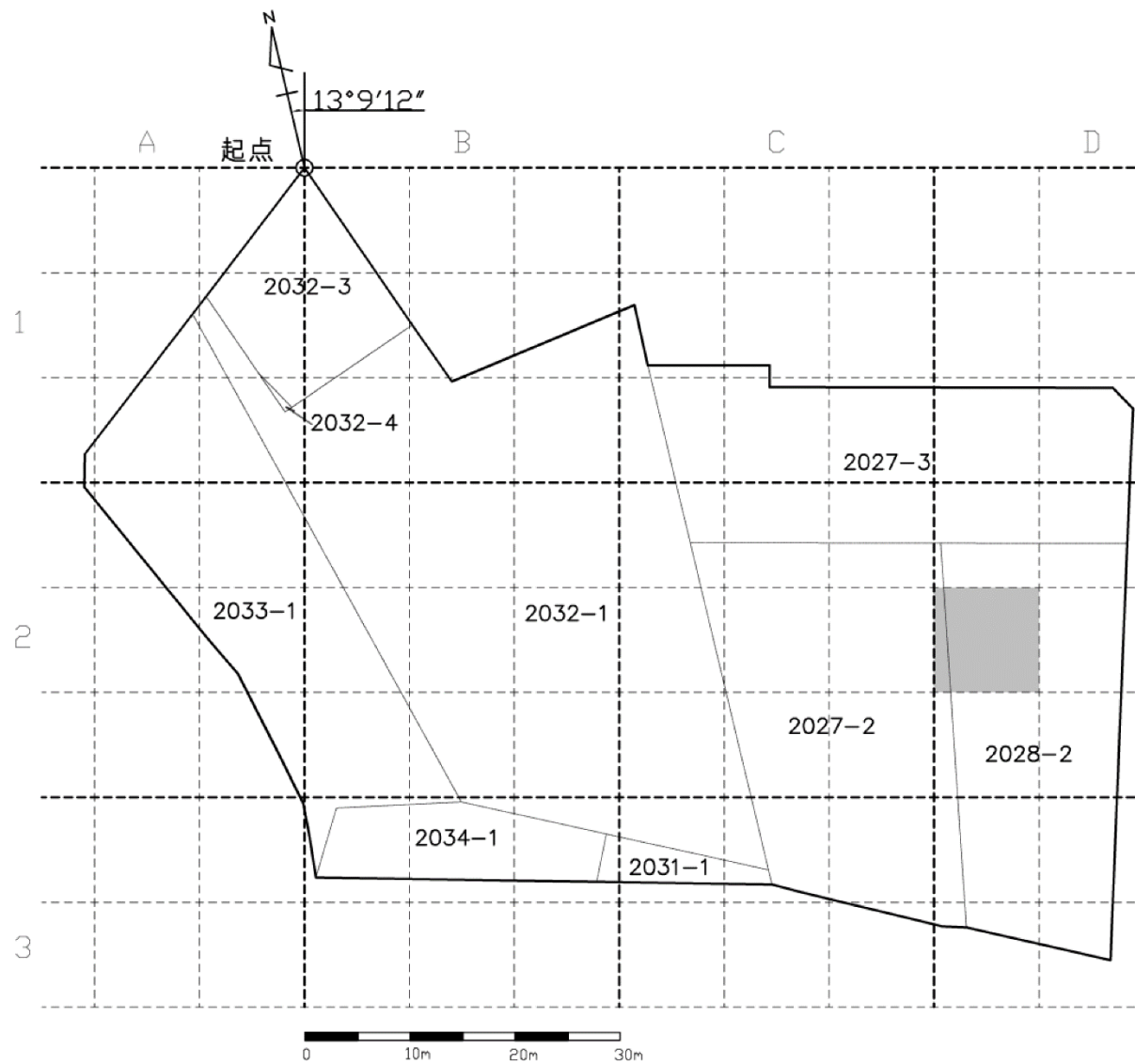
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第九百四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域として指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県和光市白子一丁目二千二十七番二の一部及び二千二十八番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】
 起点は、和光市白子一丁目2032番3の最北端とする。

【格子の回転角度】 13度9分12秒

- 凡例**
- 敷地境界
 - 筆境界
 - 単位区画
 - 30m 格子
 - 形質変更時要届出区域を解除する区画

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ（地図情報レベル1000メートルメッシュ））

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市の一部

四 作業期間

令和三年十一月三十日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（三級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

荒川左岸六十四・〇キロポストから九十・〇キロポスト（鴻巣市から深谷市）
荒川右岸六十四・〇キロポストから九十・〇キロポスト（吉見町から寄居町）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（三級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

荒川左岸三十八・八キロポストから六十三・六キロポスト（さいたま市桜区から鴻巣市）

荒川右岸三十八・八キロポストから六十三・六キロポスト（富士見市から吉見

町）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（二級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

荒川左岸二十八・八キロポストから三十八・四キロポスト（戸田市からさいたま市桜区）

荒川右岸二十八・八キロポストから三十八・四キロポスト（和光市から富士見市）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（二級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

入間川左岸四・四キロポストから十六・〇キロポスト（川島町から川越市）
入間川右岸〇・〇キロポストから十五・八キロポスト（川越市から川越市）
高麗川左岸〇・〇キロポストから六・四キロポスト（坂戸市から坂戸市）
高麗川右岸〇・四キロポストから六・四キロポスト（坂戸市から坂戸市）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（二級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

越辺川左岸マイナス一・六キロポストから十四・八キロポスト（川島町から鳩山町）

越辺川右岸〇・〇キロポストから十四・八キロポスト（川越市から毛呂山町）

小畔川左岸一・〇キロポストから五・〇キロポスト（川越市から川越市）

小畔川右岸一・〇キロポストから五・〇キロポスト（川越市から川越市）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（二級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

都幾川左岸〇・〇キロポストから六・四キロポスト（川島町から東松山市）
都幾川右岸〇・八キロポストから六・四キロポスト（東松山市から東松山市）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画道路三・五・三十二号榛沢通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

深谷市後榛沢及び榛沢の一部

ロ 削除する土地の区域

深谷市後榛沢及び榛沢の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和三年十二月七日から令和三年十二月二十一日まで

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 大谷本郷さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	上尾市大字中新井字前五四一番八地先 から同市大字堤崎字前谷四八四番一〇	区 間
六・八四〇一七・〇一	五・七五〇七・六六	敷地の幅員 (メートル)
一六六・八八		延長 (メートル)
による。	上尾道路沿道中新井・堤崎土地区画整理事業	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	大谷本郷さいたま線
供用開始の区間	上尾市大字中新井字前五四一番八地先から同市大字堤崎字前谷四八四番一〇地先まで
供用開始の期日	令和三年十二月七日
備考	令和三年十二月七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六六・八メートル